

令和7年度 公社等外郭団体との随意契約 一覧

令和8年3月31日現在

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由														県の担当課		
						単独 随契	競争 見積	公募 プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由						
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号							
1	(一社)高知医療 再生機構	令和7年度高知県地域 医療再生事業	66,895,554	66,895,554	R7.4.1 ~ R8.3.31	○					○	セ												当事業は、医師の地域偏在の解消等を目的に、医師のキャリア形成支援や、県外からの医師の招聘等を高知大学をはじめとした県内医療関係機関と連携して行うものであるため、県、高知大学及び県内医療機関等で構成する当該団体以外に 適当な委託先はない。	医療政策課
2	(一社)高知医療 再生機構	令和7年度高知県勤務 環境整備事業	5,719,610	5,719,610	R7.4.1 ~ R8.3.31	○					○	セ												当事業は、女性医師が県内医療機関に復帰する場合の相談対応や復職に係る研修を受け入れる病院との調整を行うとともに、医療従事者の勤務環境改善を進める医療機関を支援するものであるため、県、高知大学及び県内医療機関等で構成する当該団体以外に適当な委託先はない。	医療政策課
3	(公財)高知県人 権啓発センター	高知県立人権啓発セ ンター管理運営委託 (指定管理者制度)	59,802,000	12,198,000	R5.4.1 ~ R10.3.31						○	テ												外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの。	人権・男女共 同参画課
4	(公財)高知県人 権啓発センター	高知県人権啓発研修 事業委託(国費)	5,075,000	5,075,000	R7.5.28 ~ R8.3.31	○					○	セ												人権啓発研修事業は、啓発活動を通じて人権問題の解決を図ることを目的とした国の委託事業であり、その性格上、地方公共団体がこれにあたることとなっている。再委託先の(公財)高知県人権啓発センターはあらゆる人権問題の解決を図るため、人権に関する啓発研修等の事業を行うことを目的とし、県等の出捐により設立・運営されている法人であり、県としても同法人を人権啓発を推進するうえでの中核と位置づけており、他に当該委託業務を再委託できる団体がいないため。	人権・男女共 同参画課

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由														県の担当課		
						単独 随契	競争 見積	公募 プロボ	地方自治法施行令第167条の2第1項																
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	具体的な理由						
5	(公財)高知県人権啓発センター	高知県人権啓発研修事業委託(県費)	73,041,000	73,041,000	R7.4.1 ～ R8.3.31	○					○	セ												(公財)高知県人権啓発センターは、あらゆる人権問題について、県民の理解と認識を深め、その解決を図るため、人権に関する啓発・研修等の事業を行い、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的として、県等の出捐により設立、運営されている。「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第1項において県の責務として定める人権意識の高揚を目的として実施する当該業務の委託にあたり、公平かつ中立に人権問題全般に取り組む団体は他にないため。	人権・男女共同参画課
6	(公財)こうち男女共同参画社会づくり財団	こうち男女共同参画センター管理運営委託(指定管理者制度)	387,044,000	80,605,000	R4.4.1 ～ R9.3.31				○		○	テ												外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの。	人権・男女共同参画課
7	(公財)こうち男女共同参画社会づくり財団	こうち男女共同参画センター県有施設管理委託	3,112,383	3,112,383	R7.4.1 ～ R8.3.31	○					○	ス												こうち男女共同参画センター内の県有施設部分の管理については、同施設の指定管理者が一体的に行う必要があるため。	人権・男女共同参画課
8	(公財)高知県文化財団	文化芸術振興ビジョン推進事業等委託業務	24,214,000	24,214,000	R7.4.1 ～ R8.3.31	○					○	セ												(公財)高知県文化財団は本県の文化芸術活動の推進母体としての役割を担う団体であり、文化芸術に関する高い専門性を持って県立文化施設の運営に携わるとともに、市町村や文化芸術団体等とも連携して事業を企画・実施している。 高知県文化芸術振興ビジョンの推進及び高知県芸術祭の充実を図り、高知県の文化芸術の振興を進めるためには、文化芸術に関する専門的知識はもとより、市町村、芸術文化団体、文化施設等とも連携した事業推進が必要不可欠であり、高知県内には同様の専門性、実績を有している事業者が他にないため。	文化振興課

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由														県の担当課
						単独 随契	競争 見積	公募 プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由				
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
9	(公財)高知県文化財団	高知県立美術館の管理運営代行業務(指定管理者制度)	1,787,489,000	377,558,607	R6.4.1 ~ R11.3.31	○					○	セ									地域に根ざした公共性の高い役割を担っており、本県における中核的な文化施設として、県内の文化施設と連携するとともに、地域や学校等と継続的な信頼関係を保ち、業務を実施していく必要があるため。 地域の歴史や文化に関する高度な専門的知識を有する学芸員を要し、企画展や講座を実施するとともに、資料の収集保存、調査研究、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務等に総合的に取り組む必要があるため。	文化振興課	
10	(公財)高知県文化財団	高知県立文学館の管理運営代行業務(指定管理者制度)	692,520,000	148,591,740	R6.4.1 ~ R11.3.31	○					○	セ									地域に根ざした公共性の高い役割を担っており、本県における中核的な文化施設として、県内の文化施設と連携するとともに、地域や学校等と継続的な信頼関係を保ち、業務を実施していく必要があるため。 地域の歴史や文化に関する高度な専門的知識を有する学芸員を要し、企画展や講座を実施するとともに、資料の収集保存、調査研究、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務等に総合的に取り組む必要があるため。	文化振興課	
11	(公財)高知県文化財団	石元泰博写真作品等著作権管理業務	4,667,983	4,667,983	R7.4.1 ~ R8.3.31	○					○	セ									(公財)高知県文化財団は、高知県立美術館の指定管理者として、石元泰博氏の写真作品等を管理しており、著作権の管理を総合的に実施できるノウハウを有する県内唯一の団体であるため。	文化振興課	
12	(公財)高知県文化財団	高知県立歴史民俗資料館の管理運営代行業務(指定管理者制度)	1,094,562,250	215,934,058	R6.4.1 ~ R11.3.31	○					○	セ									地域に根ざした公共性の高い役割を担っており、本県における中核的な文化施設として、県内の文化施設と連携するとともに、地域や学校等と継続的な信頼関係を保ち、業務を実施していく必要があるため。 地域の歴史や文化に関する高度な専門的知識を有する学芸員を要し、企画展や講座を実施するとともに、資料の収集保存、調査研究、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務等に総合的に取り組む必要があるため。	歴史文化財課	

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由														県の担当課
						単独 随契	競争 見積	公募 プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由				
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
13	(公財)高知県文化財団	高知県立坂本龍馬記念館の管理運営代行業務(指定管理者制度)	939,615,979	180,268,598	R6.4.1 ～ R11.3.31	○					○	セ									地域に根ざした公共性の高い役割を担っており、本県における中核的な文化施設として、県内の文化施設と連携するとともに、地域や学校等と継続的な信頼関係を保ち、業務を実施していく必要があるため。 地域の歴史や文化に関する高度な専門的知識を有する学芸員を要し、企画展や講座を実施するとともに、資料の収集保存、調査研究、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務等に総合的に取り組む必要があるため。	歴史文化財課	
14	(公財)高知県文化財団	高知県立埋蔵文化財センターの管理運営代行業務(指定管理者制度)	251,319,249	50,334,196	R5.4.1 ～ R10.3.31	○					○	セ									学術的専門性と文化財保護という公益性が求められ他に業務の目的を達成できる団体がいないため。	歴史文化財課	
15	(公財)土佐山内記念財団	高知県立高知城歴史博物館の管理運営代行業務(指定管理者制度)	1,423,984,634	299,580,601	R3.4.1 ～ R8.3.31	○					○	セ									資料の保存継承、調査研究、展示公開、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務への取り組みが必要であること。 高い専門性を持って長期的な視点で運営を行うには、歴史や美術工芸、保存などの各分野に精通した同財団の学芸員の専門的知識や技術、蓄積してきたノウハウや実績、各研究機関等との信頼関係が不可欠であるため。 文化施設の管理運営は、単なる施設の管理にとどまらず、専門的な知識を有する人材を配置した上で、数年間にわたる調査研究や展覧会の企画立案等により業務が行われるべきものであるため。	歴史文化財課	
16	(公財)高知県文化財団	令和7年度高知城石垣カルテ作成委託業務	8,701,000	8,701,000	R7.6.30 ～ R8.3.25	○					○	セ									史跡高知城跡整備計画推進委員会石垣部会において、高知城の石垣調査の実績があり専門性のある公益財団法人高知県文化財団が石垣カルテ作成の調査にあたるべきとの指摘があり、平成31年度から石垣カルテ作成委託業務を随契で委託している。 公益財団法人高知県文化財団は、これまで高知城において本丸石垣や三ノ丸石垣、梅ノ段北側石垣等の整備に伴う発掘・解体調査を受託実施しており、委託業務の遂行に必要なスタッフを擁し、かつ基本財産の一部を県が出捐して設立した公益法人であり、同財団の外に業務の目的を達成できる委託先はない。 公益財団法人高知県文化財団が業務を実施することにより、史跡高知城跡の石垣の情報知識が同財団に集積され、今後の調査や修理の水準を高めることにつながるため。	歴史文化財課	

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由													県の担当課
						単独 随契	競争 見積	公募 プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由			
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
17	(公財)土佐山内 記念財団	高知城関係史料調査 事業委託業務	6,743,101	6,743,101	R7.4.10 ～ R8.3.31	○					○	セ									高知城関係史料調査事業委託業務は、高知城の重要文化財建造物が持つ建築史的価値、文化史的価値を高めるために実施することを目的とするものでその実施にあたっては、近世の土佐藩及び土佐の歴史に精通し、本業務を執行するために必要となる資料について情報を有していることが必要である。 公益財団法人土佐山内記念財団は、旧土佐藩主山内家から本県が取得した資料を長年にわたり調査研究しており、近世土佐及び土佐藩の歴史に精通し、近世における高知城の整備に関する知見を持つ。また、これらの研究に従事する学芸員も多数擁しており業務遂行能力を有している。 よって、本業務を実施できるのは同財団以外に無いため。	歴史文化財課
18	(公財)高知県文化財団	令和7年度安芸道路埋蔵文化財発掘調査整理業務委託	38,940,000	38,940,000	R7.4.1 ～ R8.3.31	○					○	ケ									委託業務の内容が高度な専門知識、技術を有するスタッフにより一体的に施行されるべきものであること。・業務の遂行に必要なスタッフを擁しており、かつ基本財産の一部を県が出捐して設立した公益法人であり、他に業務の目的を達成できる委託先がないため。	歴史文化財課
19	(公財)高知県国際交流協会	令和7年度高知県研修員受入事業	7,150,456	5,820,355	R7.4.1 ～ R8.3.31	○					○	セ									(公財)高知県国際交流協会は、国際交流や国際協力に関して、国、県及び関係団体と連携し、事業を行うことを目的とする県内唯一の公益法人である。 また、中南米の県人会や友好交流先との交流を行っていることから、単なる研修員受入業務だけでなく、県人会等との交流がより深まるなど事業の波及効果が得られる。 さらに、海外技術研修員および協力交流研修員の受入事業についても受託の実績がありノウハウを有することから、より迅速かつ効率的に事務を行うことができる。	国際交流課
20	(公財)高知県国際交流協会	令和7年度外国人受入環境整備事業	22,967,664	22,527,287	R7.4.1 ～ R8.3.31	○					○	セ									本事業は、在留外国人等に対して多言語で生活相談等に対応する「高知県外国人生活相談センター」(以下「センター」)の運営業務を行うものである。センターの運営に当たっては、令和元年5月末にセンターを新たに開所する前から在留外国人に対して生活相談や情報提供を行ってきたことにより蓄積されたノウハウのもと、効率的に業務を実施する必要がある。また、県内全域を活動範囲として、多文化共生事業や国際交流事業との連携も求められる。こうした能力を有しているのは、国際交流や国際協力に関して、国、県及び関係団体と連携し事業を行うことを目的とする県内唯一の公益法人である当協会のみであることから、競争入札に適さず、随意契約とする。	国際交流課

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由														県の担当課
						単独 随契	競争 見積	公募 プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由				
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
21	(一財)高知県地 産外商公社	アンテナショップ「まる ごと高知」、「SUPER LOCAL SHOP とさと さ」賃貸借契約	25,472,787 (以下のうち、い ずれか低い額 (1)賃貸借金額 合計 (131,341,096 円) (2)公社の令和 7年度の収益か ら費用を控除し た金額から、公 社の内部留保 額の上限である 46,000,000円と 公社が県への 賃料の支払いを しようとする時点 での内部留保額 との差額を除い た額) ただし、当該金 額が、内部留保 額との差額を上 回る場合は、当 該年度の収益 から費用を控除 した金額から当 該差額を除いた 額。	25,472,787 (以下のうち、い ずれか低い額 (1)賃貸借金額 合計 (131,341,096 円) (2)公社の令和 7年度の収益か ら費用を控除し た金額から、公 社の内部留保 額の上限である 46,000,000円と 公社が県への 賃料の支払いを しようとする時点 での内部留保額 との差額を除い た額) ただし、当該金 額が、内部留保 額との差額を上 回る場合は、当 該年度の収益 から費用を控除 した金額から当 該差額を除いた 額。	R7.4.1 ~ R8.3.31	○			○	コ									本契約は、アンテナショップ「まるごと高知」及び「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」 の運営に必要な店舗および執務室の物件を貸し付けるものであり、アンテナ ショップの運営と地産外商戦略の推進のために設立した一般財団法人高知県地産 外商公社以外に貸付先はないため。	地産地消・外 商課			
22	(公財)高知県産 業振興センター	中小企業団地内公園 管理委託業務	668,688	668,688	R7.4.1 ~ R8.3.31	○			○	セ									中小企業団地内公園は、(公財)高知県産業振興センターが管理運営している「ぢ ばさんセンター」に隣接しているため、ぢばさんセンターの管理に付随して日々の公 園管理が可能であり、県が単独で公園の維持管理を行うよりも経済的である。 また、県が出捐する公益財団法人である高知県産業振興センターは、公益財産 の管理運営に習熟しており、管理者として最も適しているため、同法人に随意契約 により委託するものとした。	商工政策課			
23	(公財)高知県産 業振興センター	令和6年度見本市出展 委託業務(令和7年度 実施分)	79,889,000	79,889,000	R6.11.5 ~ R8.3.31	○			○	セ									(公財)高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援セン ターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。その ため、産業振興計画に掲げる中小企業の「ものづくりの地産外商」の促進策である 本委託事業は、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随 意契約により委託するものとした。	工業振興課			

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由														県の担当課
						単独 随契	競争 見積	公募 プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由				
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
24	(公財)高知県産業振興センター	令和7年度見本市出展委託業務(令和8年度実施分)	67,612,000	0	R7.11.6 ~ R9.3.31	○				○	セ								(公財)高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。そのため、産業振興計画に掲げる中小企業の「ものづくりの地産外商」の促進策である本委託事業は、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課			
25	(公財)高知県産業振興センター	令和7年度ものづくり総合技術展開催等委託業務	37,428,000	37,428,000	R7.4.1 ~ R8.3.31	○				○	セ								(公財)高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターの指定を受けた県内唯一の法人として、県内中小企業支援の中心的機関であり、第1回(H24)から受託し円滑に遂行してきた。また、本業務と連携した事業戦略の策定・実行支援など地産地消・地産外商を効果的に推進する様々な事業を実施しており、十分な能力や実績を有し本業務を遂行できる唯一の法人であると認められるため、同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課			
26	(公財)高知県スポーツ振興財団	高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の管理運営代行業務(指定管理者制度)	701,140,000	142,920,000	R7.4.1 ~ R12.3.31					○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの。	スポーツ課			
27	(公財)高知県スポーツ振興財団	高知県スポーツ科学センター管理運営代行業務(指定管理者制度)	237,769,000	48,767,000	R6.4.1 ~ R11.3.31					○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの。	スポーツ課			

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由													県の担当課
						単独 随契	競争 見積	公募 プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項									具体的な理由				
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号		9号			
28	(公社)高知県森と緑の会	令和7年度森林環境学習等推進事業委託業務	11,107,000	11,107,000	R7.5.16 ～ R8.3.31	○					○	セ									本業務は、山の学習支援事業の活用の促進のため、①山の学習支援事業の補助対象となる保育所、幼稚園、小学校、中学校等に同事業の説明を行うとともに、講師とのマッチング、学習カリキュラムの提案や相談対応を行う。②講師役となる森林保全ボランティア団体の活動促進などの活性化に取り組む事業であり、業務を行うためには、山の学習支援事業の状況やボランティア団体等に精通している必要がある。この業務を確実に行えるのは山の学習支援事業の補助事業を行い、また、緑の募金による寄附や国及び県の補助金を活用したボランティア活動の支援事業の実施やボランティア団体のネットワーク組織の事務局を担い緑化を推進する団体等との関係が深い公益社団法人高知県森と緑の会以外にない。	林業環境政策課
29	(一社)高知県森林整備公社	令和7年度高知県営林造林事業実施業務委託	20,233,582	20,233,582	R7.4.1 ～ R8.3.31	○					○	ス									県営林事業については、昭和46年度以降造林事業を委託して実施し、全県下に展開する県営林の実情について詳細に把握していることから、本業務の委託先は森林整備公社以外にない。	森づくり推進課
30	(公財)高知県山村林業振興基金	令和7年度労働環境改善計画事前審査委託業務	単価契約 199,100円/1件	単価契約 199,100円/1件	R7.4.1 ～ R8.3.31	○					○	セ									本業務では、関係法令や国の基本方針及び県の基本計画を理解し、かつ、林業生産システムや高性能林業機械などの幅広い林業に関する専門的な技術や知識を持ち合わせていないと、 ① 計画書の内容が適正であるかの精査 ② 計画書作成にあたって、雇用管理の改善や事業の合理化等についての確かな指導が実施できない。 当団体(センター)は、 ① 労働環境改善計画の内容や関連する法令等を理解していること ⇒ 林業労働力の確保の促進に関する法律の運用に基づき、この改善計画の認定を受けた事業主から、当該計画の実施状況の報告を受けること、また、林業労働力の確保の促進に関する基本方針において、雇用管理の改善の取組を推進する観点から、支援センターによる認定事業主の雇用管理改善の状況の定期的な点検、林業における働き方改革の推進に向けた適切な助言・指導等の取組を推進することとされており、労働環境改善計画の内容に精通している。 ② 林業に関する専門的な知識を持ち、かつ、林業事業体の現状を良く理解していること。 ⇒ 林業機械など林業に関する幅広い研修を実施している。 ⇒ 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化の支援を行っている。 ⇒ 労働環境改善計画事前審査においては、次の事業実績がある。(※平成31(令和元)年度から令和4年度までは雇用管理改善推進アドバイザー委託事業の中で実施) (平成29年度:27件、平成30年度:14件、平成31(令和元)年度:8件、令和2年度:9件、令和3年度:27件、令和4年度:28件、令和5年度:14件、令和6年度:14件(実績見込)) ③ 県内で林業労働力確保支援センターの指定を受けているのは当団体のみ 以上のことから、効果的かつ精度の高い事前審査を実施できる者は当団体以外になく、契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約とし、当団体から見積もりを徴したうえで委託するものとする。	森づくり推進課

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由														県の担当課
						単独 随契	競争 見積	公募 プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由				
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
31	(公財)高知県山村林業振興基金	令和7年度高知県立林業大学校研修業務等委託業務	65,562,000	65,562,000	R7.4.1 ～ R8.3.31	○				○	セ									本業務は、「①基礎課程及び専攻課程の技能講習・安全教育に関すること」、「②基礎課程及び専攻課程のインターンシップに関すること」、「③基礎課程及び専攻課程の就業ガイダンス並びに定着率向上研修会に関すること」、「④短期課程の運営等に関すること」を行うものである。 同団体は、林業に従事する方の育成や確保をするための研修事業や雇用条件の改善を図るための事業を行っている。 委託する業務のうち、①及び④の業務にあたっては、労働安全衛生法14条及び61条により、都道府県労働局長の登録を受けた者である必要があり、全ての技能講習等の登録を受けている県内団体は、同団体のみである。 また、②では、林業事業体等と研修生のコーディネイトや助言、③では、就業相談会等の実施を求めており、対応するためには職業安定法第33条第1項の規定による許可が必要であることと併せて、専門的な知識や技術、蓄積されたノウハウや実績、各事業体等との信頼関係が不可欠であり、実施できる業者は同団体以外にない。	森づくり推進課		
32	(公財)高知県山村林業振興基金	高知県立森林研修センター研修館管理代行業務(指定管理者制度)	43,710,000	8,742,000	R5.4.1 ～ R10.3.31					○		○	テ							外部有識者等による審査委員会の審査を経て決定したもの。	森づくり推進課		
33	(公財)高知県山村林業振興基金	令和7年度相談窓口事業等委託業務	7,139,539	7,139,539	R7.4.1 ～ R8.3.31	○					○	セ								当団体は、①厚生労働大臣から「無料職業紹介事業」の許可を受けている②事業実施に必要な指導者がいる③労務法第11条により林業労働力確保支援センターとして県から指定されている④林業に関する専門的知識を有し、林業事業体の現状を把握している、ことから効果的に就業促進に結びつく活動を実施できる者は当団体以外にない。	森づくり推進課		
34	(公財)高知県牧野記念財団	高知県立牧野植物園管理運営代行業務(指定管理者制度)	1,720,394,000	582,739,000	R6.4.1 ～ R9.3.31	○					○	セ								指定管理者の選定にあたり、植物に関する専門知識、栽培管理能力等が求められ、条件を満たす者が当団体以外にないため。	自然共生課		

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由													県の担当課
						単独 随契	競争 見積	公募 プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由			
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
35	(公財)高知県牧 野記念財団	希少野生植物食害防 止対策(調査)委託業務	1,221,000	1,221,000	R7.5.2 ～ R8.3.20	○				○	セ									本業務では希少野生植物の生育場所等の分布状況を熟知し、専門的知識をもって精度の高い分析・評価・整理のできる体制が必要となる。(公財)高知県牧野記念財団は、高知県を中心とする野生植物の調査・研究と保全、環境保全の普及啓発活動の拠点として設立された法人であり、県内の希少植物の詳細かつ豊富なデータを有している同財団以外に本業務を遂行できる団体が存在しないため。	自然共生課	
36	(公財)高知県牧 野記念財団	野生植物分布調査業 務	10,854,800	10,854,800	R7.4.11 ～ R8.3.31	○				○	セ									本業務では、県民参加型の植物調査により、直接的体験を通じて県民の自然への理解を深め、環境保全に関する意識の高い人材を育成するとともに、地域の自然の基礎資料を収集することを目的としており、委託業者は高知県内の植物に関して高度で専門的な知識及び絶滅のおそれのある植物種の生育状況等の最新データを有していることが不可欠である。県内の希少植物の詳細かつ豊富なデータを有している同財団以外に本業務を遂行できる団体が存在しないため。	自然共生課	
37	(公財)四万十川 財団	「ちょっと聞いてみん？ こうちの森と川のこと～ 流域の明日のために ～」ワークショップ開催 業務	991,500	991,500	R7.10.1 ～ R8.3.31	○				○	○	セ								本業務は森林、水環境の保全に関わる関係者の参加により、高知県内の森と水について流域目線で考え、保全につなげるとともに、担い手育成や各河川の関係者の交流などを目的として開催するものである。本業務の実施に当たり、優良な取組を行っている団体等、多くの実践者の参加を必要とするところ、公益財団法人四万十川財団は全国的な川づくりワークショップなどへの参加経験が豊富かつ、河川財団などの専門家や県内水環境及び森林環境に関わる関係者との人脈があり、四万十川条例推進にかかる人づくりを実践しているなど連携・調整のノウハウを有する唯一の機関であるため。	自然共生課	
38	(公財)高知県のい ち動物公園協会	高知県立のいち動物 公園管理運営業務 (指定管理者制度)	2,109,150,000	437,894,000	R6.4.1 ～ R11.3.31	○				○	セ									のいち動物公園の指定管理業務においては、危険動物・希少動物の飼育や、他園と動物の貸し借りを行って繁殖の環境をつくるプリーティングローンの実施等が求められ、専門技術・知識を有する獣医師、飼育員を確保する必要があることや、管理者の変更や撤退により動物の飼育が困難となることを避ける必要があることから、他に運営できる団体がいない。	公園上下水道課	

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由														県の担当課
						単独 随契	競争 見積	公募 プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項														
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	具体的な理由				
39	(公財)高知県スポーツ振興財団	高知県立春野総合運動公園(指定管理者制度)	1,492,255,000	324,913,300	R6.4.1 ~ R11.3.31			○		○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの。	公園上下水道課			
40	高知県住宅供給公社	県営住宅管理代行等業務委託	488,523,000	488,523,000	R7.4.1 ~ R8.3.31	○				○	セ								公営住宅法第47条の規定により、管理代行は地方住宅供給公社又は地方公共団体のみ行うことができるものと定められている。また、付随する事実行為の委託については、管理の一元性を確保するため管理代行先に委託する必要がある。管理代行業務及び委託業務について高知県に点在する対象の住宅を一括して管理できる団体は高知県住宅供給公社以外に存在しないことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する。	住宅課			
41	高知県住宅供給公社	県職員住宅管理委託業務	39,078,747	39,078,747	R7.4.1 ~ R8.3.31	○				○	セ								高知県住宅供給公社は、自前で建築士を複数名抱えており、専門的な知識に基づいた修繕等の対応が可能である。また、県営住宅の管理代行機関として修繕工事等の施工管理を行っているが、工事の監督及び検査を行うに当たっては、県の工事検査要領・規定の例によることとしており、県と同様のチェック機能が担保されている。 職員住宅の他に、県営住宅と教職員住宅の維持管理業務も併せて行っており、そのことでスケールメリットによって効率的に業務を行うことができるとともに、これらの住宅の維持管理業務を行うことで得られたノウハウを活用して委託業務を行うことが可能であるため。	職員厚生課			
42	高知県住宅供給公社	教職員宿舍管理委託業務	21,747,177	21,747,177	R7.4.1 ~ R8.3.31	○				○	セ								県下全域に点在する教職員住宅の一括管理には、県営住宅及び県職員住宅の管理業務も受託している公社の住宅管理に関する蓄積されたノウハウが必要であり、また、老朽化が進んでいる教職員住宅の適切な維持管理には公社の持つ技術力等が有効に活用されることが見込まれるとともに、過去の教職員住宅管理委託業務も誠実かつ確実に実行されている。 また、県内に同公社と同様のノウハウを有する法人が存在しないため。	教育委員会事務局 教職員・福利課			

No.	団体名	業 務 名	契約金額(円)	うちR7年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由													県の担当課
						単独 随契	競争 見積	公募 プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項									具体的な理由				
									1号	2号	契約事務の 適正化要綱 第2の1の (2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号		9号			
43	公益財団法人暴力追放高知県民センター	暴力団不当要求防止 責任者講習委託事業	1,422,000	1,422,000	R7.4.1 ~ R8.3.31	○				○	セ									(公財)暴力追放高知県民センターは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第7号により、公安委員会からの委託を受けて同法第14条第2項の講習業務を行える県内唯一の法人であるため。	警察本部組織 犯罪対策課	
44	公益財団法人暴力追放高知県民センター	暴力団排除運動支援 事業業務委託事業	2,996,000	2,996,000	R7.4.1 ~ R8.3.31	○				○	セ									(公財)暴力追放高知県民センターは、民間の暴力追放組織に対する援助等の事業を展開し、更に、同センターが中核となって、平成19年に宿毛地区みかじめ料等縁切り同盟を結成し、以降中村地区・高知地区・建設業・遊技業・不動産業における「縁切り同盟」立ち上げの支援活動を行っており、本事業のノウハウやデータを蓄積している唯一の団体であるため。	警察本部組織 犯罪対策課	